

# 名家連ニュース

令和2年6月12日(金)  
発行：特定非営利活動法人  
名古屋市精神障害者家族会連合会  
会長 堀田 明  
TEL/FAX(052)846-5576 NO.725号

## 精神障害者保健福祉手帳の更新手続きにおける 診断書の提出の猶予について

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、診断書の取得のみが目的の通院を避けることができるよう、臨時的な取り扱いとして、診断書の提出が1年猶予されます。

### 1 対象者

現在お持ちの精神障害者保健福祉手帳の有効期限が、令和2年3月1日から令和3年2月28日の間の方。



### 2 お手続きについて

診断書の提出の猶予によって、申請書のみでの更新申請が可能です。

ただし、現在お持ちの手帳の有効期限から1年以内に、別途診断書を提出する必要があります。提出がない場合は、手帳は無効となりますのでご注意ください。

### 3 自立支援医療(精神通院医療)との同時申請について

自立支援医療(精神通院医療)は、受給者証の有効期間が令和2年3月1日から令和3年2月28日の間に満了する場合、手続きは不要で有効期間が1年延長になるため、手帳と同時に更新をご希望の場合の申請は、次のとおりとなります。

#### (1) 診断書の提出猶予を受ける場合

⇒手帳の申請のみで、自立支援医療(精神通院医療)の申請は不要です。

#### (2) 定期的な通院で手帳用診断書の取得が可能な場合

⇒手帳の申請と併せて自立支援医療(精神通院医療)もご申請ください。



### 4 その他

- ・新規申請及び等級変更申請は、診断書の提出猶予はありません。
- ・定期的な通院で診断書の取得が可能な場合や、障害者年金の情報照会による申請をご希望の場合には、通常どおりお手続きください。
- ・診断書の提出猶予後に改めて診断書が提出された際に、等級変更の必要が生じた際は、診断書の提出日から変更後の等級が適用されます。
- ・申請は郵送で行うことができます。

ご不明な点がございましたら、お住まいの区の区役所福祉課又は支所区民福祉課へご相談ください。

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

# 名古屋市保健医療型アウトリーチ支援モデル事業

## ◆◆◆◆ 業務委託事業者の公募について ◆◆◆◆

**募集期間** 令和2年6月4日（木曜日）から令和2年7月2日（木曜日）午後5時まで（厳守）

### 名古屋市保健医療型アウトリーチ支援モデル事業実施要項(案)

[名古屋市保健医療型アウトリーチ支援モデル事業実施要項\(案\) \(PDF形式, 104.46KB\)](#)

(※青色部分にカーソルを置き STRL キーを押しながらクリックすればリンク先が表示されます)

私たち家族・家族会が長い間切望してきた「アウトリーチ事業（医療チームによる訪問型支援）」が、いよいよ実現する運びとなってきました。今回は、実施要綱の第1条～第5条をご紹介します。

(趣旨)

第1条 この要綱は、精神保健医療的な支援を必要としていながら、様々な理由で自ら支援を求めることができている未治療・治療中断の状態にある者などを対象に、精神科医、精神保健福祉士、看護師などの多職種専門チームによるアウトリーチの相談支援を行うことで、個別支援を重点的に行うことを目的とする「名古屋市保健医療型アウトリーチ支援モデル事業」（以下「モデル事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。



(対象者)

第2条 モデル事業の対象者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) モデル事業の実施区域内に居住する者であって、精神保健医療的な支援を必要としていながら、様々な理由で自ら支援を求めることができている未治療・治療中断の状態にある者（疑いを含む）
- (2) 前号の者の配偶者、親権を行う者、扶養義務者及び後見人又は保佐人（以下「家族等」という。）
- (3) その他本市が認める者

(実施主体)

第3条 モデル事業の実施主体は本市とし、事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる法人（以下「アウトリーチ事業者」という。）に委託して実施する。

(実施区域)

第4条 モデル事業の実施区域は、本市が定めるブロック（4区）において実施する。

(事業内容)

第5条 モデル事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 対象者の把握及び関係機関等との連携  
アウトリーチ事業者は、保健センターから依頼を受け、モデル事業の支援が必要な対象者を把握し、情報共有を行うなど関係機関と連携を図ること。



(2) 家庭訪問による相談支援

アウトリーチ事業者は、モデル事業の対象者の自宅等を訪問して、対象者に応じた適切な相談支援を実施すること。相談支援に当たっては、保健センターとの連携を図ること。

(3) 同行による支援

アウトリーチ事業者は、モデル事業の対象者を関係機関等へつなぐ場合には、その機関等と連携を図りつつ、同行支援を行うこと。



(4) その他

アウトリーチ事業者は、本条各号に定めるほか、本市がモデル事業を円滑かつ効果的に実施するため必要と認める支援及び事業を実施すること。